

## 佐賀県告示第 203 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 5 年 9 月 19 日から令和 5 年 10 月 18 日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 久留米基山 筑紫野線	鳥栖市真木町字赤江 1145 番 1 地先から 鳥栖市真木町字巻上 1515 番 1 地先まで	令和 5. 9. 19
	三養基郡基山町大字園部字浦田 2976 番 1 地先から 三養基郡基山町大字宮浦字オノ上 1102 番 15 地先まで	令和 5. 9. 19
県道 鳥栖朝倉線	鳥栖市飯田町字飯本 89 番 2 地先から 鳥栖市飯田町字前田 75 番 2 地先まで	令和 5. 9. 19
県道 基山平等寺 筑紫野線	三養基郡基山町大字園部字大谷 4820 番 1 地先から 三養基郡基山町大字園部字小向 4790 番 1 地先まで	令和 5. 9. 19